

部 活 動 実 施 計 画

令和4年4月 三内小

1 ねらい

児童一人一人の能力・特性を生かし、自己実現を目指して満足感を味わわせるとともに、仲間とともに競い合い励まし合って活動させ、忍耐力を養う。

2 開設部活動および担当者等 (総括・・・教頭)

| 部 活 名 | 対象児童 | 活動場所 | 担 当 者 |
|-------|--------------|------|-------|
| 卓球部 | 4、5、6年 男女 | 体育館 | 学校教職員 |

3 活動日・活動時間・練習場所

- ・活動日時間等については、「**運動部活動の方針**」(青森市教育委員会)を原則とする。
- ・活動日は、原則として平日の放課後及び練習試合・本試合がある休業日とする。
月曜日は、教員の定時退下の日であるため、部活動の休止日とする。
- ・**練習時間については、片付け、退出を含め18時までに終了する。**
- ・活動に際しては、学習や学校行事等を優先する。
- ・活動場所は上記の表を原則とする。それ以外の場所での活動については、校長の許可を得る。
- ・休業日等の活動は、児童の負担にならないように配慮する。

「運動部活動の方針」(青森市教育委員会)

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【小学校】

- ① 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、①②に準じた扱いとする。
- ④ 児童が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、平日、週休日ともに長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 感染防止対策

(1) 衛生管理・3密防止の対策

- ・体調の悪い時は、参加させない。
- ・常時、換気をする。可能であれば（季節、気候を考慮して）複数方向の窓を同時に開ける。
- ・感染リスクが高い活動（組み合う 大声を出す 等）は実施しない。
- ・多くの児童が触れる場所や用具等をこまめに消毒する。
- ・児童へはマスクの着用（運動時は外す）、手洗い、咳エチケットの指導を繰り返し指導する。

(2) 家庭へのお願い

- ・学校で発熱等の症状が見られた時は、保護者に連絡し、速やかに引き取らせ帰宅させる。

5 個人の費用負担

(1) その他の費用

- ・選手登録等に伴う費用は個人負担とする。
- ・金額および徴収方法については、部の保護者会において決定し、知らせる。

6 児童の輸送

(1) 校外の活動場所への輸送

- ・保護者に協力してもらい、現地集合・解散を原則とする。
- ・公式大会においては、一部タクシー使用も認める。

7 クラブ化への移行

(1) 地域スポーツへの移行をめざして、保護者会を組織してもらい、練習や運営のサポートをお願いしていく。

(2) 来年度以降の予定等

| 部活動名 | 令和4年度 | 令和5年度（予定） |
|------------|-------------|-----------|
| 卓球部 | 男女 4、5、6年募集 | 募集未定 |

8 その他

(1) 練習計画について

- ・月ごとの練習予定計画、長期休業日の練習予定表を出す。

(2) 入部にあたっては、保護者に承諾事項への同意を得る。